

北海道告示第11049号

獣医療法（平成4年5月20日法律第46号）第11条第1項の規定により、令和12年度を目標とする「北海道獣医療提供体制整備計画」を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/jyuiryokeikaku.htm>）への掲載によるものとする。

令和3年8月2日

北海道知事 鈴木 直道